

令和7年度第2回胎内市環境審議会 議事録

1. 日時 令和8年3月3日（火）午前10時から
2. 場所 胎内市役所3階 301会議室
3. 出席者（順不同・敬称略）
委員：南波 和也、富樫 新一、南波 正夫、今井 和彦、渡辺 政喜、
阿部 憲一、村山 千昌、高橋 範行
事務局：森田 係長、高橋 主任、須貝 主事

4. 会議録

森田係長：これより令和7年度の第2回環境審議会を開催させていただきます。私市民生活課生活環境係の森田です。どうぞよろしく申し上げます。雪もやっと落ち着いてきまして、徐々に春らしくなってきたところでもありますけども、年度末のお忙しいところを皆さんにお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。前は12月5日にお集まりいただきまして、2021年度に作成しました第2次胎内市環境基本計画の中間見直しを審議していただいたところでもあります。その後、皆さんの方へ修正案を送付させていただいたのと同時に、パブリックコメントを実施いたしました。今回は、皆さんからのご意見とパブリックコメントから出たご意見を盛り込んだものを審議させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。また例年の審議の方も併せて行っていただきます。本来であれば、市民生活課の宮崎がご挨拶させていただく予定だったんですけども、ただいま議会の委員会に出席しておりまして、どうしても審議会の方出席できないということで、課長不在で申し訳ありませんけども、どうぞよろしく願いいたします。

それではお手元の資料に沿って進めてまいりたいと思います。早速ではありますが、時間もお昼までということで、審議内容も今日ちょっと盛りだくさんとなっておりますので進めていきたいと思います。今回審議会の議長は胎内市環境審議会条例に基づきまして、会長が議長となるということになっておりますので、これより議事の進行につきましては、富樫会長どうぞよろしく願いいたします。

会長：はい、皆さんおはようございます。早速議事の方に入りたいと思えます。第2次環境基本計画令和7年度の実績報告、それから令和8年度の環境事業計画の説明ということで、事務局の方からお願いいたします。

須貝主事：はい、ありがとうございます。それでは議題1から第2次環境基本計画中間見直し版の確認ということで、まず手元の資料1をご覧ください。先ほど申し上げた通り、パブリックコメントを実施させていただきまして、その結果、1件ご意見が提出されました。詳しい内容は資料2の方にまとめてあるんですけども、今日は資料2の詳しい説明は省略します。パブコメの中で、環境基本計画に変更を加えるところというのをこの資料1にまとめましたので、それについて1点1点ご確認いただければと思います。あちこち飛んで申し訳ないんですけど、資料3の方と一緒に、併せて見ていただきたいと思います。

まず1つ目、資料3のページは、あの環境基本計画のページそのままになっておりますので12ページをご覧ください。赤字になっている部分ですが、水資源下の方ですね。パブリックコメントの中で新潟の名水についてのところで、どっこん水だけ記載があったんですけども、胎内縄文の清水というのも令和4年に選定されていたので、それも追記するべきだという意見がございまして、そこに関してはご意見のとおり追加させていただきました。

続いて、資料3が16ページです。下の方に地図を添付してありますが、こちらが風力発電設備の設置場所を具体的に示した方が良いという意見を踏まえまして、風車の位置を示した地図をこのように入れさせていただきました。

続いて、隣の23ページをご覧ください。小さいんですけど、上の方の企業の森っていうところで、赤字になっている※印のところですね。これは企業の森って何のことかこうぱっと見てわからないということで、後ろのページの用語解説のところに説明が載っていましたので、その用語の解説で説明されているところに関しては米印をつけておりましたので、これはあの付け忘れということで、このように追加させていただきました。

それから次が、同じ23ページの右側ですね。前回の計画からの引き継ぎという欄を追加しております。前計画の達成指標に対する取り組みの評価ということで、この前計画というのが第1次環境基本計画のことなんですけども、そこからそのまま引き継いでいる指標と、今回の第2次計画では引き継いでいない指標があるので、どれが引き継いでいてどれが引き継いでないのかというのが、ぱっと見で分かるようにするべきという意見を踏まえまして、引き継ぎがあるものに関しては、該当ページ数を記載しました。

続いての修正箇所が、資料 3 はちょっと飛ぶんですけれども 28 ページをご覧ください。10 年後の姿というところで、これすみませんもとの計画がどうなったかっていうのが今手元にないと思うんですが、もともと「ごみ排出量ゼロを目指した」資源循環型社会というふうになっていたんですけども、その資源循環型社会というのが何を指すのかよくわからないというご意見をいただきました。具体的にわかりやすくするという意味で、「ごみの発生抑制、再使用・再生利用が定着した」というふうに記載させていただきました。

それから、また少し飛びまして資料 3 の 36 ページになります。取り組み評価のところをご覧ください。森林ボランティア活動件数の前に「植樹などの」とつけたんですけども、森林ボランティア活動とは具体的に何なのかよくわからないという意見を踏まえまして、例えばということでイメージしやすいように追加させていただきました。

続いて資料 3 は 49 ページになります。現状分析の上から 4 つ目、洋上風力発電事業が今進んでいるところがございますが、現在の進捗状況をどこかで書くべきではないかというご意見で、ここに入れさせていただきました。令和 11 年の運転開始に向けて今準備が進んでおり、今年 2026 年の 3 月頃、これあの今日からになるんですけども準備書の縦覧が始まりまして、28 日には住民説明会も行われますので、そのことについて記載しております。縦覧は 1 階の市民生活課で縦覧できますし、住民説明会は 3 月 28 日に産業文化会館で予定しています。

修正箇所に戻りまして、最後が 50 ページの成果指標のところですよ。2 番目の温室効果ガス年間排出量のところなんですけども、今まで地球温暖化防止実行計画という別の計画の方でこの数値は載せていたので、ここには「地球温暖化防止実行計画で目標を設定します」というふうに書いてたんですけども、やはりここでも具体的な数字でちゃんと書くべきではないかという意見をもらいましたので、具体的な数字を入れさせていただきました。以上が、今回パブリックコメントを受けて修正した箇所になります。他にもいろいろとご意見いただいたんですけども、それに関しては、市の回答として資料 2 と同じものをこの後ホームページに掲載する予定ですので、その時にもご覧いただければと思います。

一応皆さまに基本計画を審議していただいたので、この今申し上げたような修正を加えて、中間見直し版の完成としてよろしいでしょうかということで、特にこれについて何もないようでしたら、こちらで環境基本計画の中間見直し版完成ということにしたいんですけども、よろしいでしょうか。

委員：すみません、2点お願いします。

会長：どうぞ。

委員：これはこれでいいのですが、最後の50ページの数値を入れた方がいいというのは異論ないんですけど、この数字がいいのか悪いのかわからなくて。CO2排出量ってことで、この6,542が目指す数値？

須貝主事：そうです、そこまで減らしたいということです。それで現状、直近のデータが2022年度の8,451です。

委員：この数値は国の目標なんですか。

須貝主事：国は2013年度の数値を基準にして、2030年度にそこから46%削減というのを目標にしております、なので胎内市も同じように2013年を基準に決めています。胎内市では26%削減を目標ということで、6,542という数字になっています。

委員：その数値は、例えばざっくり言うと県によって違うわけなので都会ならもっと高いんだろうし、全国的に見ると胎内市は低い方なんですかね。

須貝主事：そうですね、胎内市の中で、どのくらい減らすかというところに焦点当てて数字を設定したというところで、すみません、他のところとの比較は調べる必要があります。

委員：はい、ありがとうございます。もう1個、洋上風力の説明会が3月28日にあるというのは、広報か何かに載ったんですけど。

須貝主事：そうです、3月1日号に載りました。

委員：わかりました、以上です。

須貝主事：はい、ありがとうございます。

委員：同ページの、表のt-CO2のスペースは、上がなくて下が空いています。

須貝主事：申し訳ありません、揃えるようにします。

委員：はい、ありがとうございます。それと、今修正箇所は赤字やピンク字で書かれているんですが、完成版もこのままですか。

須貝主事：いいえ、黒にします。

委員：あと、※印4が2013年度のところにしかついていないですが、今は色がついているので一緒だとわかりますが、黒にするのであれば隣にもつける必要があるかと思います。

須貝主事：その通りでございます。黒にするときは直しておきますので、ありがとうございます。

委員：16ページなんですけど、図の赤丸が風車ですよっていう記載がないと分かりにくいかもしれません。同様に、緑と黄緑の色ってなんでしょうか。おそらく風の強さか何かだと思いますが。

委員：風の強さだったのこれ、わからない。

委員：ここにあるのは洋上風力とは別ですか。

須貝主事：はい、そうですね。風力発電なので陸上です。

委員：そうなんです、これだと海と陸どっちにあるのか、もっとはっきり表せないですかね。

委員：実際に今立っている場所を忠実に地図上に落としたり、この位置になったんじゃないですか。

須貝主事：そうですね。

森田係長：本当に今立っているのが海からすぐのところなので、位置的には間違いないです。陸上風力で、今すでにある位置ということで記載しております。

会長：今話題になっているのが洋上風力の方なので、陸上にあるとどこかにはつきり書くといい。

委員：文章のところには陸上風力発電事業と記載があるんですけど、図のところにも書いておいた方がいいと思います。

委員：今こんなにいっぱいあるんですね。知らなかった。陸上はもう増えないんですか。

森田係長：わからないです、何とも言えないですね。

委員：洋上の方が安定なんだってね。

森田係長：はい、そうですね。

委員：先ほどもありましたけど、海を緑にしているからちょっとあれって思うんですけど。風ですかね。青だったら海だねってわかるんですけど。

委員：全部水色にした方がいいかもしれない。

委員：同じ色で楕円山脈も緑が使われていて、色で区別することができていない地図です。

須貝主事：緑が何を示しているかというのは調べておきます。必要なければ、全部青にするのもいいのかなと思います。

森田係長：ここに「再生エネルギー情報提供システム」から引用しているということで、このシステム上で緑が何なのかっていうのがもし分かれば、その緑の部分が何かっていう説明を書かせていただきますし、特に何もないというようなことであれば、わかりやすい地図に変更させてもらおうかなと思いますので、お願いします。

委員：よろしいでしょうか。

会長：はい。

委員：28 ページの、「ごみ排出ゼロ」という言葉からもう少しわかりやすくということで、「ごみの発生抑制、再使用、再生利用が定着した」に変えたということなんですけど、僕ちょっとその文法がわからない中での、イメージでの発言になることをお許してください。これ「ごみの」再使用、「ごみの」再生利用というふうに、「ごみの」が全てにつくのでしょうか。しゃべると「ごみの」が全部枕詞でつくのかなという気がして。かといって、順番を変えて「再使用、再利用及び発生抑制」にしても、でも国の5Rの考え方だとまず発生抑制が上の方にくるので。順番ってどうなのかなというところ、問題提起だけしておきます。

須貝主事：再使用や再生しようの前に主語があるとわかりやすいということですね。

委員：読点で区切っているの、どう判断していいのかわからないんですけども。僕みたいに読む人がいると間違ったイメージが広がってしまうかなと。

委員：これはごみの再利用・再生利用ではないんですか。

会長：どこをごみとするかなんですよね。結果的にそうなるんですけど。ごみって言ったらポイ捨てしたものは再生しようが何しようがごみです、そんな感じになっている。

森田係長：要は文法の部分、また意味がはっきりわかるように後でこちらの方でも考えてみたいと思います。

委員：（資料3の28 ページ 施策の方向性）上の文章の3段落目、「ごみを減らし、再利用・再生利用を促す～」のところから引用したのだと思う。もしそうであれば、「再利用・再生利用」とした方がまだ本文との整合性が取れるかなと思います。

委員：もし本文を引用したのであれば、「ごみの」が頭にかかるわけですね。

森田係長：その辺も含め、意味がわかりやすいようにこちらの方で再協議させていただきます。そのあたりのことも、こちらの方に一任いただいてよろしいでしょうか。

会長：はい、お願いします。

委員：すみません、最後に、先ほどの例の地図なんですけど、ネットで調べたらやっぱり風です。再エネのページなので、風車を立てられるところしか（緑が）書いてないから、街中には何も書いていないということです。

委員：じゃあ山の緑も風なんだ。

委員：はい、山の上だったらまだ立てられるんじゃないかってことで。

委員：高さや深さではなかったんですね。

須貝主事：位置だけわかればいいのであれば、緑はいらないかもしれないですね。

委員：はい、おまかせします。

森田係長：その他、何かございますでしょうか。先ほど須貝の方から説明がありました。資料2にパブリックコメントで出されたものについて、今回の中間見直し版に反映させるものさせないもの、意見あったもの全部が反映させるということではないので、反映させない理由だったり、そういったことも書いてありますので、これと同じものを後ほどホームページで公表させていただきます。後でご確認いただければと思っております。

須貝主事：計画の方は完成版ができましたら、皆様に郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。第2次環境基本計画の確認については以上になります。続いて、議題2の令和7年度環境事業実績の報告に移ります。資料4をご覧ください。簡単に上の方から説明させていただきます。

環境事業ということで、まず1つ目に省エネ・地球温暖化対策。緑のカーテン普及事業を今年度も実施しました。こちらが、夏の暑さや熱中症対策及び、地球温暖化防止の意識を高めるために、65歳以上のみの高齢者で構成される世帯で希望した方、あとは福祉施設ですとか、学校や保育園などの公共施設にもゴーヤの苗を無料で配布するという内容の事業です。緑のカーテンの設置を推進するという目的でございます。市民ボランティアも募集しまして、今回は90人ほどにご協力いただきました。希望世帯の数などが出ているんですけども、令和7年度が新しい数値になります。配布した世帯数で言

うと1,564世帯ということで、1世帯に2苗配りますので、苗はだいたい3,000本ちょっと配布しております。こちらの事業は令和8年度も引き続き実施いたします。

続いて環境啓発事業の1つ目、なかよしクラブでの出前講座についてということで、夏休みの期間に、依頼のあったなかよしクラブに行きまして、全部で122人を対象に、「胎内市の自然を守るためにできること」というテーマで、スライドで大体20分ぐらいの講義を実施いたしました。今回は中条・乙・築地・黒川の4か所に行きました。

次に、中条中学校総合学習への協力についてということで、今年の1月15日に中条中学校の2年生を対象にして、脱炭素に関する講義をこちらもスライドを使ってさせていただきました。脱炭素の取り組みの重要性や地球温暖化の仕組み、あとは市で実施している脱炭素事業を紹介するなどしました。

その下、物価高騰対策ということで低所得者向けに省エネエアコンの購入費補助金というのを創設いたしました。これは今年度初めて実施したもので、省エネルギー性能の高いエアコンの購入が困難の世帯に対して、その購入費設置費を補助することによって、生活環境の改善やエネルギー消費を抑制することを目的としています。期間については、7月1日号の市報に載せてそこから、予算がなくなり次第ということだったんですけども、一応今年度末2月27日までということにしておりました。今もう終了したんですけども、補助金を利用した件数が64件になります。

次のページめくっていただいて、生活環境保全改善対策ということで、空き家対策に入ります。やはり空き家の数は増加傾向にありまして、空き家は街の景観を阻害しますし、倒壊や部材の飛散など、様々な弊害や思わぬ事故を引き起こすことがあります。今後その空き家を増加させないための手段として、空き家を売りたい人と買いたい人をマッチングする空き家バンクというのを管理運営しておりまして、市のホームページにも掲載しております。また、管理が行き届いてない空き家の所有者管理者に対しては、適正管理を促す文書を発送するといったことを行っています。下の表が、空き家総合窓口の取り組み種類別の実績とあるんですけども、ここの数字というのは、それぞれの種類の相談件数になります。令和7年を見ていただくと、解体についての相談件数が特に増えています。他にも主な相談内容としましては、適正管理について、例えば隣の空き家が老朽化で傾いて、被害が出ているなど、あと隣地に木がはみ出しているなど、そういった相談内容だったり、あとは土地家屋の相続に関する相談が主な相談内容になります。

その下、危険空き家所有者に対し、空き家の適正管理通知を発送しました。また今年度は、5年に1度の空き家全棟調査を行いました。各区長さんにご協力いただいて、空き家と思われる家を洗い出して、1軒1軒点数をつけて評価し、所有者に対してはアンケートを実施いたしました。下の表が、空き家全棟調査の現況なんですけれども、こちら令和7年12月末現在の数値になります。令和7年当初住宅総数のところで、合計12,378棟ということで、その中で空き家が797棟です。その797棟の中で、さらに危険空き家に認定されるものが46棟。空き家率は6.44%となっております。右側の平成27年の空き家の総数と比べますと346から797ということなので、2倍以上増えていることになります。

続いて、空き家と解体補助金について。空き家を解体したいという意向はあるものの、経済的な理由により解体が困難な方に対して、空き解体補助金というのを今年度創設いたしました。期間は令和7年度中ということで、4月1日から今年の3月31日までになります。今のところ実績としては件数は1件ということでございます。

次のページに移ります。公害対策で、畜産臭気対策についてというところをご覧ください。鶏や豚など畜産事業所に対して臭気測定を実施しております。乙と築地の地区、乙5か所、築地8か所の施設で計測しました。7月に1回行ったんですけれども、全部で13施設のうち午前中が1施設、夕方も1施設、合計2つの施設が臭気測定の基準値を超過しておりました。10を超えると基準超過となります。基準をオーバーしたところに対しては、その事業所から基準を超えた原因や、どういう対策をすていくかというのを書いた書類を提出していただいて、ヒアリングをしていきながら、臭気の改善を促すということをしております。その後10月に、対策後の測定ということで、基準を超えたところだけもう一度測定をしまして、今回は1つは基準値以内におさまりまして、もう1つはまだ超えたままだったんですけれども、どちらにも指導書というのを発布しております。そのように恒久的な対策について、指導や助言を行っております。臭気に関しては、全体で見ると令和6年と比べて改善されてきていると言えると思います。

続いて、次のページをめくっていただいて、廃棄物事業ということで一般廃棄物の排出状況についてのところをご覧ください。新発田広域事務組合が出しているごみの総量に関するデータなんですけれども、この数字が令和8年1月末現在のものになっております。合計が胎内市全体で8,480トンで、1人当たり1日1058.3グラム排出しているということになります。その8,480トンのうち、家庭系ごみの発生量が5,308トンで、事業系ごみの発生量が3,172トンぐらいになります。家庭系ごみの発生量の詳細な内訳につい

では、下の表「処理・処分の状況②」にございますが、ただこの令和 7 年度の数字というのが、令和 7 年 4 月から令和 8 年 1 月までの実績値になっておりますので、まだ 2 月 3 月と、2 か月分カウントされていないので、令和 6 年の 6,607 よりは今 5,308 ということで少なくはなっているところでございます。

続いて次のページに行ってください、ごみ減量化事業のところですよ。令和 6 年度の一般家庭から排出された家庭系ごみの総排出量が先ほどの表にもありましたけれども、年間 6,607 トンで、令和 5 年度と比較すると 281 トン減少となりました。令和 6 年度と 5 年度を比較すると、可燃ごみだと 262 トン減少、不燃ごみだと 19 トンの減少ということで、どちらも 4%ほど減少しております。そしてさらなるごみの減量化を測るため、生活ごみ減量化の啓発ということで、市報の 6 月 1 日号に今回も環境月間ということで、ごみの分別・減量をテーマとした記事を掲載させていただきました。

その他のところで、洋上風力について、記載がありますけれども、これについては資料 5 の方も一緒にご覧ください。洋上風力の運転開始に向けて、今準備が進んでいる中で、現時点どの段階にいるのかというのを資料 5 で示しているんですけども、今は環境アセスメントの段階の中の「環境影響評価準備書」というところで、現在その準備書の縦覧と、住民説明会を行うところでございます。資料 4 の方に戻りまして、「令和 5 年 12 月に事業者が選定され」とあるところ、その事業者というのが「村上胎内洋上風力発電株式会社」というところになります。先ほど申し上げたように、令和 11 年 6 月の運転開始を予定しております。まだ工事などは始まっていないんですけども、今春以降始まる予定とのことでしたので、また始まる時には市報でお知らせいたします。

その他の 2 つ目、一般廃棄物最終処分場の建設についてということで、新発田地域広域事務組合の方で、令和 11 年度の供用開始を目指して、新しい処分場の候補地として、胎内市船戸の土取場跡地を選定し、建設に向けて準備を行っております。令和 7 年度に発掘調査の測量業務が終了して、環境影響調査等の設計調査事務は引き続き実施予定でございます。令和 8 年度から建設の実設計計に入る予定となっております。令和 7 年度の事業報告については、以上となります。

続いて議題の 3、令和 8 年度の事業計画に移ります。資料 6 をご覧ください。環境事業の 1 つ目、公共施設照明の LED 化ということで、蛍光灯の製造・輸出の廃止やコスト削減、温室効果ガス削減の観点から、公共施設の証明 LED 化に今までも取り組んでいたんですけども、令和 8 年度からは 5 ヵ年計画で LED 化をいくつか計画しております。

緑のカーテン事業には、令和 8 年度も引き続き取り組んでまいります。

そして空き家対策事業では、令和 7 年度に行ったアンケートで、空き家バンクに興味があると回答した所有者に対して案内を送付することで、空き家バンクへの登録を促すということをしていきます。それと、先ほどの空き家解体補助金、現時点では令和 8 年度も実施する予定であります。家屋の監視パトロールを実施し、空き家の老朽化や樹木・雑草等により近隣住民に被害が及ぶことがないよう適性管理の指導や啓発活動を、引き続き行ってまいります。そして、管理不全の空き家を特定空き家に認定することで、緊急時に対応が取れるようにもしていきます。

そして、ごみ減量化事業のところで、こちらも引き続きということになりますけども、コンポスト容器や生ゴミ処理機の購入者に対して、購入費用の補助を実施していきます。また再生資源の回収、子ども会等の団体による廃品回収に奨励金を交付いたします。

次に公害事業ということで、臭気対策については令和 8 年度においても定期的に状況を確認するとともに、監視のためのパトロールを実施してまいります。

最後に廃棄物事業のところで、ごみの減量化事業、令和 7 年度に導入しました多言語対応のごみ分別アプリを使いまして、ごみの減量方法について情報発信を行っていきます。また令和 11 年度めどに、現在燃えるごみとして回収しているプラスチック類を資源ごみとして回収することを目指して、実証実験という形で、一部の地域で実施する予定であります。議題 1 から 3 について、事務局からは以上になります。

会長：何か質問はありますか。

委員：よろしいでしょうか。2 点ありまして、まずは空き家のところなんですけども、調査されたということで合計約 800 軒の中で、登記されていない、所有者不明なので手が出しようがない物件がどのくらいあったかって把握されているんですか。

高橋主任：危険空き家ですとか、問題がある物件については、相続人調査をしているので、いるかないかはわかるんですけども、全く問題がない、まだ全然使えるような物件に関しては把握していません。今所有者不明、相続人不明で把握しているのが 7 戸ほどあります。

委員：ちなみにその所有者不明物件って、市の方で代執行により壊すんですか。そうするしかないんですよね。

高橋主任：はい。相続放棄をするときに、相続生産人を立てていただいて、その処理が終わった後に、売れた状態となると最高なんですけど、やっぱり皆さんもう手を出したくない、余計なことしたくないということで、相続放棄をして終わるような形で。以前ですと、相続放棄をいちばん最後にした方が、その次の所有者が見つかるまで、管理保全という義務があったんですけども、その民法が改正になりまして、相続放棄時点で相続財産を使用していた方が、その次の他の所有者、管理者が見つかるまでになりました。

委員：使用していた方がですね。その方が亡くなっちゃうともう全く。

高橋主任：はい。もしくは大体相続放棄する時ってもうその財産を使っていなくて、相続を放棄するので、もうほとんど今いらっしやらないような状況になっています。その代執行する時というのが、本当にボロボロの状態では他の方に迷惑をかけるような状態ではできないので、それまでの間の管理をどうするかっていうのが今、問題になっているところでございます。

委員：1つの提案で、これはなかなか難しいのかもしれないんですけど、危険空き家以外の空き家についても、事前に調べられる範囲で調べてしまえば、計画もスムーズに立てやすいのかなと。この辺は市の予算とかやりくりできる範囲で進めていただけると、焦らずに済むのかなということがありますので、ぜひ対策いただきたいなと思います。

もう1点は公害の、畜産臭気の方なんですけども、これ去年も多分同じ質問をしたのかもしれないですが、私もちょっと忘れてしまって申し訳ないんですけども。今年度1件超過したままのところがあるんですけど、市の方で指導書を発行する時に、いついつまでに対策を立ててくださっていう、要は締め切りを作って指導するんですか。それとも次年度の7月の検査の時までになんとかして下さっていうようなレベルのものなんですか。

森田係長：その内容にもよるんですけども、ある程度見通しが、まず1回目、7、8月に臭気測定をした段階で超過しましたと、で、その後に超過したので対策を考えて報告して下さいと、そんな流れになっています。そこですぐ応急的に対策できるものはまずしていただいて、その後、恒久的に将来を見込んで対策できるもの、そういったものを検討して下さいねというところ

ろも合わせて、報告を上げてもらってます。設備にかかるものだったり、費用がかかるものだったり、様々ございますので、指導書を出す段階で、細かい部分については業者とヒアリングをしながらやっておりますので、一概にいついつまでっていうふうな期限を決めてるわけではないです。例えば工事だったり、業者の方で都合もありますので、そういった部分を協議しながらいつまでにできますかという部分をヒアリングして、指導書に記載して対策をお願いしますと。こちらの方で一方的にいつまでにやってくださいっていうよりは、業者とヒアリングをしながら、いつまでにできますかっていうことを聞きながら、やってるような状況ですね。

委員：ちなみに、臭気検査って、各企業は自主検査ってされているんですか。こういう市の検査の他に、定期的に上回っていないかどうかという検査をされているのか。

森田係長：いや、業者の方ではしてはないですね。結局は業務委託になるんですけども、実際のやり方としては、敷地境界の建物の風下で、その場の空気を実際に袋で取って、それを業者さんが持って行って、臭気測定士が直接匂いを嗅いで、空気で薄めて何回目に匂いが全くなくなるかっていうことで、その臭気指数を出しているようなんですね。業者自体も、結局やるとすると、そういった委託になるかとは思いますが、今現状では市の測定しかやっていないです。

委員：市の測定は瞬間的な、スポット的なもので採集したものではなくて、モニターとして連続的に測っているような測定器があるのですか。

森田係長：いえ、機械ではなくてですね。もう実際にその空気を取って、今ほど言ったようにそれを委託業者さんが自社に持って帰って、測定士が実際に匂い嗅いで判定すると。

委員：臭いを嗅いで。市の測定もそれになるわけですね。

森田係長：そうですね。業務委託でお願いしています。

会長：新規でこういうものを建てたりするときは、こういう指導はされているんですか。自分のところでちゃんと管理できるように。

森田係長：公害防止協定というのをまず結びますので、そこで臭気測定をやり
ますよというのがありますが、基本的にはその自社の敷地内から匂いを出さ
ないようにということで、協定を結んで、要は市の管理が入りますよと。仮
に、周辺集落の方から何か苦情とかがあった場合、適宜対応をしてください
というふうな協定を結ばせてもらっています。

委員：鳥フルエンザの関係なんですけどね。毎年同じところに出るんですけ
ど、そういう業者に対して行政が、去年も出て、今年も出たじゃないですか
と、そういう形で指導はしないですか。しっかりしてくださいというか。

森田係長：基本的には常に県だったり、国から、また市の方からも指導はあり
ますが、業者さんの方が、やっぱり出ると打撃がすごいので、業者さん自体
もいちばん出したくないですよ。なので、業者さんも、その辺はだいぶ注
意を払ってやってはいるんですけども、現状で何年か続けて出てるという
ところ。今後ですね、新潟県で40万羽を超えない事業所については、基
本的にはすべて焼却処分とするというふうに県の方針で決めましたので、県
の方もなるべく養鶏場を分散化するようにということで、1つの建物で40万
羽を超えないようにしてくださいというふうな指導を出したそうです。

委員：それを超えてるんじゃないかって、皆さん言ってるわけね。

森田係長：実際に公害防止協定でも、鳥の羽数は報告してもらっていて、これ
を超える場合は協議してくださいというふうにはしています。

会長：この臭気というのは、多くの方がご存知だと思うんですけども、令和4
年に及ばず、もっと前からずっとある問題なんですね。改善してはいるのか
もしれないですけど、あんまりクリアな改善が私はこの表から見てとれない
んですけども、1つお聞きしたいのは、業者さんに、うまくいっている他の
事業者さんのいい例を紹介したりなどはしているのでしょうか。悪臭を防ぐ
技術の水平展開のようなものを行ったらどうかなと思うんですけども。

森田係長：そうですね。そういったことも、やったりしていたことはあったん
ですけども、最近ちょっとやってはいないんですが。確かに昔と比べると
徐々に業者さんの方も、だいぶ地域の皆さんに迷惑かけてるっていうのは分
かってて、修正できるところはしていただき、協力もいただいているところ
です。ただなかなかその業者間というのが、鳥インフルとかの関係でかな

か管理区域内に入ることが非常に難しかったりします。衛生的な問題で、特に鳥インフルや豚熱が出てからは、先進的施設を見る、特に他の業者さんがよその農場に入るっていうことが、やっぱり菌をまた自分のところに持ってってしまう可能性があるので嫌がられるというのがありますが、やはりそういった先進的な事例というの、私どもの方から紹介はしていきたいと考えています。ただ、お金をかけて施設を良くすれば対策としてはだいぶ良い方向には持っていけると思うんですけども、なかなか事業所の費用面だったり、そういったものは言うてすぐできるかっていうとなかなか難しいところもあって。まずはお金をかけない対策、消臭剤を定期的にしっかり撒くとか、糞の出し入れを短時間ですぐ終わらせるとか、そういったことを細かいところから指導していきながら、対策はしています。例えば、建物自体を完全に密閉して、人間みたいにエアコンをつけててできれば一番いいんですけども、費用的にも難しいってのが現状でありますし、夏場になるとどうしても生き物を飼ってるもんですから、閉め切ってしまうと、熱でやられてしまうということで、再度換気をしたり、熱放出だったり、まあどうしても夏場ってというのが一番そういうのがちょっとなかなか対策が難しいところであるんですけども。また業者さんの方もですね、昔から比べるとだいぶ地域と話をしたりとか、築地・乙地区ってのが畜産事業所が多いんですけども、それぞれの地区でも協議会があって、畜産事業者との懇談会というのも設けていますので、地域の皆さんと対話するというようなことも、最近はやっております。その中で地域の声っていうのを届けるのが大事ななと思っております。やはり事業所の中で作業していると、皆さんご存知の通り鼻がだんだん慣れてきて、全く臭わないっていうわけではないでしょうけども、鼻が鈍感になってきたりするもんですから、外の臭いがわからない場合があったり、外に漏れてるっていうのを外から言わないとわからなかったりします。住民の皆さんの苦情などがうちに入れば、すぐ事業者の方に連絡をして、今臭い漏れてるんで、作業内容を確認だったり、対策してくださいとか、そういったことも日々行ってはいるところではあります。細かいところではありますけども、引き続き対応していきたいなとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員：資料6の空き家対策の関係なんですけど、1つはですね、空き家の所有者に対する指導というがどういうふうになっているのかということをお聞きしたいです。空き家に対して、その近くに住んでいる方が高齢者でね、空き家からどんどん草が生えて、今あのハクビシンとか狸とかっているんですけど、とにかくその人は不安で、早くなんとかしてくれと言うんですよ。

所有者は分かってたんですけど、もう連絡つかなくなったんですよ。相談もしたんだけど、有効な回答がなくて、とりあえずその隣に住んでる方がとても不安だというようなことがありました。ましてや去年あたりは熊も出ましたし。なんとかしてくれということですから、町内会でやったんですよ。環境整備費という項目がうちの町内にあるもんですから、それを使って。ボランティアで木を切ったり、草を刈ったりしたんですけども、そういうことに対する、環境整備費みたいな形の補助などはないんでしょうか。町内のことだから、町内で勝手にやれって言われればそれは仕方ないんですけども。そういう状況に鑑みて、やる必要も迫られると思うんですよ。行政の方で空き家に対して、解体だけじゃなく、その周辺の草とか色々あるわけですから、そういうものの整備のお金に対して、どこまで手を貸してくれるのか。結局町内会の役員でやったんですけどもね。そんな問題がありましたので。気になるのはね、所有者が胎内市の集落にいるんですよ。それは調査してわかると思うんですけど、そういう人たちに対してね、あなたが以前住んでいた空き家が町内の方からいろいろあるから何とかしてくださいと、そういう指導はしないんですか。

高橋主任：所有者に対しての指導はします。手紙で。

委員：じゃああとやるのは本人だけということね。でもその家はそれで済まないだね。その隣にいる人たちはそれを不安がっているわけなので。そのことも含めて、もしだったら言ってください。

それともう一つはですね、資料同じく6のごみ減量化事業の中で、毎年あの6月1日に環境の問題で市報に出ますよね。6月下旬の班長会議のとき、各班長さんに6月1日号の市報をもとにして、胎内市で取り組んでいるごみ減量化がこれだけの成果がありましたというのを毎年発表しているんです。それは素晴らしいことだと思うんですけど。うちの町内ではですね、前も言ったかもしれませんが、例えばごみの減量化ということで、紙を丸めて投げればごみだけでも、それを伸ばして資源ごみとして出せば、資源になるなどそんなことも話しながら、とにかく身近にできる環境問題にみんなで取り組みましょうということをやっています。このごみ減力化事業の中で、「再生資源の回収（子供会等の団体による廃品回収）」というのは、うちの町内でもやっていることなんですけども、毎年春と秋にやるんですけど、子供たちも学校で環境のことも学んでいると思うんですけども、リアカーを預けてね、子供会の子供さんと親が回ってくれるんですよ。そういうものに対する奨励金が出るとすれば、まだ子供会活動の中に生かされるので、ぜひ具

体的に実施していたきたい。どういう形にすれば奨励金もらえるのか、できればそんなことも教えてもらいたいですけど。そうすれば、子供会も元気になって頑張ってくれると思うんですけど、以上です。

森田係長：そうですね。再生資源の子供会団体の廃品回収、奨励金については、各子供会、団体の方から申請いただいた分について奨励金が出ます。今も実施しております。

委員：わかりました、申請するのが先なんですね。

森田係長：そうですね。実績でこのくらい集めたということで、こちらの方窓口に来ていただければと思います。

委員：関連して、新発田広域事務組合からのデータが出てますけども、そうじゃなくて、ウオロクさんやイオンさんとかでまとめたものも含めた全てのデータっていうのは、市役所の方で把握ができないかなと思って。ウオロクさんやイオンさんから、うちの店舗ではこのくらい回収してますよっていう情報はいただけるものなんですか。

森田係長：常にはいただいていないんですけども、前にもどのくらい集めてるかっていうのを聞いたことは確かあったと思います。なので聞いてもらえないことはないとはは思っています。確かに、例えばペットボトルや紙だったりっていうのがそこにあって、市のリサイクル率が下がっている部分もありますので。その辺も事業所さんと検討させていただければと思います。

委員：あと大前提として、この資料はどこかに公表されたりするんですか。

須貝主事：今日の資料は審議会が終わった後にホームページにPDFで掲載します。

委員：了解しました。ではその観点で、先ほどの話に絡むんですけど、段ボールとか紙ごみの回収の時に、野ざらしに出されてるじゃないですか。紙ゴミは基本的にリサイクルする時に水で濡らすから、あれは濡れたままでも全然問題ないんですかね。

森田係長：問題ないみたいです。

委員：わかりました。

会長：私どものところは、雨が降る時になったらビニールシートを被せてます。濡れていると運ぶときにぐっちゃぐちゃになるらしいんですよ。それで嫌がるんでよね。

森田係長：濡れていない方が、収集業者さんとしては助かるでしょうけども。あとは各自治会で、中に入れられればいいところとそうでないところありますので、濡れなければ、運搬自体には一番いいかなとは思いますが、ただ濡れても、資源ごみにならないということはありません。

委員：資料4の1枚目なんですけど、ホームページにのせるということなんですけども、表の配布率だけ見ると年々下がっていつてしまってますけども、そもそも65歳以上世帯の母数が増えてますよね。なので、これを載せる時に配布世帯のところをちょっとハイライトして、そこに目が行くようにしないと、減ってるじゃんっていう印象を持ちちゃうかなと。減ることに特に問題がなければこのままでもいいですけども。あと、市民ボランティアの方が90名くらい参加してくれたっていう説明がありましたが、90名って僕は良い数字なのかなと思ったんで、それも載っててもいいのかなと思います。90名の方は実際に配布の作業を分担してやってくださっているのか、苗作りまでやってくださっているのかとか、ボランティアの方の作業内容も書いているといいのかなと思いますけど。

委員：私やってるんだけど、ただ配るだけです。

委員：そうなんですか、作るのはまた別で。

委員：業者がね、名簿と苗を置いてって。基本町内だから、自分とこの町内を2人ぐらいのボランティアがいれば半分くらいずつ回る。希望者も結局65歳以上の家族構成の人しか希望できないから、何軒もないんだよね。だいたい町内の人で何人かボランティアがいるから。でも毎年お年寄りには楽しみにしてるから、すごく良い取り組みだと思います。

委員：先生のお話にも私も同感で、この配布率を削除したらどうかなと思います。以前はその対象世帯の中でどれだけ配布したかという意味で、配布率は

意味があったんでしょうけども、時代も変わってきて、対象世帯が増えているので、この表で一番伝えたいのは、これだけの世帯に配布してますよっていうその実績ではないかなと思いますので。

須貝主事：そうですね。

委員：なかよしクラブの出前講座で、口頭では4校回られたということでしたが、それも書いてもいいのかなと。一度に集めてドーンとやったのではないということなので、そこはアピールしてもいいのかなと思いました。

あともう1点だけ確認なんですけども、空き家の方の上の表の、「総合窓口の取組種類別の実績」は先ほどの説明だとこういう種類の相談があったってということなんですよね。相談なら相談と明確に分かるといいかなと。知らない人からすると、実際に解体に取り組んでくれてるのかみたいに思うかもしれません。

須貝主事：「相談件数」とかにすればいいですかね。

委員：そうですね。

須貝主事：検討させていただきます。

委員：廃棄物事業のところで、新発田広域事務組合さんがやってくださってますけども、胎内市の場合、昔は民間業者さんも車を走らしてごみを回収してたんですけど、今はそういう業者はなくて、もう全て新発田広域さんで集めているわけですね。つまり、この数字以外にごみはないということよろしいでしょうか。

森田係長：そうですね。基本的に一般家庭から出る分は、全て新発田広域の方で焼却場ないし不燃物処理場で処理されているはずなんですけども、ただたまに不要品回収みたいなチラシが家に入ってきたりすることあるじゃないですか。あれはちょっと法的にグレーなところがあって、一般廃棄物の収集の許可がないとできないんですけども、ただ一概に悪いとも強く言えない部分があったりするんですよね。ただ、数量的には全然少ないはずなので、ほぼほぼ家庭ごみについては、新発田広域の焼却場不燃物処理場の方に出ていると考えております。

委員：ありがとうございます。うちの区の方で、誰かがタイヤをごみステーションのそばに投げていったんですよ。困ったどうしようかなと思って、1日2日考えてたら、当然なくなっただすよね。そうしたらどうもやっぱり業者さん持っていったみたい。結構あれお金になるそうなんですよね。よく知ってる人は業者さんのところに持って行って、そこでお金に変えてるとか。

会長：昔はタイヤは回収して細かくして、それで燃料にして。

委員：今狙いはホイールだと思いますね。

会長：それもまたも持っていかれて、いらぬ部分のごみがまたどこかにポイ捨てされる可能性がある。

委員：質問2点よろしいですか。空き家のところなんですけど、空き家解体補助金1件申し込みがあるということなんですけども、これはいっぱい申し込みがあって選ばれた1件だけなのか、それともほとんどなくて、その人だけそのまま100%でもらったお金になるのか。

高橋主任：相談は36件ありました。この補助金を受ける要件がありまして、所得で1人世帯の方ですと200万円。お2人ですと250万円、3人だと300万円というように1人増すごとに50万円ずつ増えていくような所得要件がまずありまして。その次に空き家の状態が、特定空き家もしくは不良住宅に該当するものというのがありまして。空き家の状態がある一定以上の条件じゃないと受けられない補助金で、その状態っていうのが国の補助金の要件のものでどうしても外せなくてですね。

委員：しっかりした基準があるわけですね。

高橋主任：はい。建築士と一緒に立建物を見に行った件数が4件あったんですよ。そのうち基準を達したのが1件だけだったので、申請数が1件となっています。

委員：かなり傷んでいないと補助金はもらえないんですね。補助金の金額の方は十分にあるんですか。申込者がいっぱいあって、不良住宅もいっぱいあつ

て申請が来た場合に、それ全部に対応できるほどのお金があるのかなという。

高橋主任：今年度は 10 件分です。

委員：やっぱり制限は儲けてるんですね。

高橋主任：予算に達し次第です。上限が 100 万円なので、1 件で 100 万円、合計 1000 万円。大体 1 つの解体工事に 200 万円はかかるので。

委員：条件は厳しくしてもらわないと、みんながじゃあやっつてなっちゃうとこれまた困るもんね。燃やすこともできないしね。

会長：昔はもう空き家なんてないんだよ。みんな壊して燃やしていた。今はもう燃やすこともできないし、みんな分別しなきゃいけない。

高橋主任：去年もこの会議で補助金の件をお伝えしたんですけども、あの時も内密だったじゃないですか。同じように、一応来年度、基準が厳しいのでやっぱり所得要件、基本的には所有者が壊すものっていうところがあるので基本所得要件はそのまま、国の額が 2 分の 1 なので 50 万円でもう 50 万円増しの単費になるんですけども、創設予定です。

森田係長：国の補助金が入っているので、国の要件は外せないところだったんですけども、今度国の補助金をもらわないで、市単独で国の補助金の要件によらず、所得要件をクリアしてれば、最大 50 万円は補助できますよっていうのを今ちょっと考えています。まだ議会議決前なので決定ではないですけども。

委員：持ち主が亡くなったとか、はっきりしてないないっていうようなものは対象にはならないんですね。

高橋主任：はい、所有者もしくは相続人の方からの申請です。

委員：特定空き家に認定とありますけども、認定して、具体的にどんな対応をとっていくために特定空き家にするんですか。

高橋主任：今、特定空き家でない空き家だと、うちの方でなかなか敷地内に入れないし、建物に対して何の処置もできないんですけども、特定空き家に認定することによって、その緊急代執行ですとか、それもちよっと手順はあるんですけども、入ることもできますし、調査もすぐにすることができます。修繕などすぐに措置が取れるようになるので。

委員：入れなかったんだ。

高橋主任：民間の財産なので、なかなか入れないです。

会長：空き家バンクってあるんですけど、あれは住めるから誰かに売ってもいいっていう形の考え方になるんですか。

高橋主任：今まではどんな建物でも登録できたんですよ。本当に住めないような空き家でも。でも今年度から、小規模改修で済む物件、50点以内の建物という形でやっています。今年、今までずっと登録はしてて売れ残っている物件の所有者の方に対して、空き家バンク続けますかっていうのを出して、空き家で2軒、土地だけで1件の方が取り下げました。小規模な改修で住めるお宅にはなってます。

委員：今の説明ですと、空き家バンクっていう名称なんだけど、土地についても対象になっているっていう話で。

高橋主任：空地、更地だけというのも今取り扱いしてますし、家付きの土地も取り扱いしているような状況です。

委員：全く素人だと空き家バンクっていう名前だけ見ると、もう家だけが対象と考えがちなので。

高橋主任：市町村によっては本当に家だけっていうところもあります。

委員：胎内市だと、土地だけの場合にもその空き家バンクのシステムに載せられるわけだから、

高橋主任：宅地だけですけども、はい。

委員：包含するような名称の方がいいような気がします。必要ないでしょうかね。

高橋主任：検討させていただきます。

森田係長：いい時間になってまいりましたので、本日はお忙しい中、参加いただきまして、大変ありがとうございました。本日協議していただきました内容につきまして、事務局の方でまとめまして、環境基本計画の中間見直し版の完成ということで、後日、完成した見直し版を皆様の方に郵送させていただきます。それと共に、ホームページ上でまた公開させていただきます。よろしく願いいたします。それでは以上を持ちまして、環境審議会の閉会とさせていただきます。長時間にわたり、大変ありがとうございました。

(以上)